2 高齢者虐待防止事例分析検討委員会設置要領

高齢者虐待防止事例分析検討委員会設置要領

27財人養第183号 平成27年4月3日

1. 目的

「平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業(以下「調査研究事業」と言う。)」の実施計画に基づき、「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止事例分析検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。また、事業の運営に必要な事項を定める。

2. 設置期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

3. 檢討事項

検討委員会は、高齢者虐待防止に関わる次に揚げる事項について検討する。

- (1) 平成26年度調査研究事業において実施したヒアリング調査等により集積された、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に係る取組み事例等についての情報整理と課題分析
- (2) 上記(1) をまとめた、施設及び事業所向け「養介護施設従事者等による高齢者 虐待の防止」の普及啓発小冊子の作成に関すること
- (3) 上記 (1) ~ (2) をまとめた検討委員会の報告書の作成に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項の審議に関すること

4. 構成

検討委員会は、学識経験者、専門職、研究者、事業管理者等のうちから10名程度の 委員及び区市町村職員、東京都職員により構成するものとする。

5. 実施回数

検討委員会は、年5回程度開催する。

6. 会議

- (1) 検討委員会の委員長、副委員長は、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- (3) 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故があるときは、副委員長がその職を代理する。
- (4) 委員長、副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職を代理する。
- (5) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求める等により、意見を聴くことができる。

7. 謝金

委員に対する謝金については、「公益財団法人東京都福祉保健財団の各種委員会の委員 に対する報償費支給要綱」に準じ支払うものとする。

8. 公開等

検討委員会は、個人情報保護の観点から、非公開とする。

9. 守秘義務

委員は、正当な理由なく、委員会の審議内容及び委員会の職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

10. 事務局

検討委員会の事務局は、東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室におく。

11. その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。